

和指第696号
令和8年2月20日
(2026年)

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

居宅介護支援における特定事業所集中減算について

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援事業者は、毎年度2回、特定事業所集中減算に係る判定様式を作成し、対象サービスの判定結果が80パーセントを超えた場合には、正当な理由の有無にかかわらず、判定様式を市に提出することとなっていますので、判定様式の提出等に遺漏のないようお願いします。

◆◆令和7年度後期の判定結果の提出について◆◆

*対象サービスの判定結果が80%を超えた場合は必ず提出してください。

*判定期間の間に新規指定を受けた居宅介護支援事業所は、上記の判定の結果が80%を超える・超えないにかかわらず、判定様式を市に提出してください。

●判定期間: 令和7年9月1日～令和8年2月末日

●提出書類: ・居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式
・利用者が訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【**挙証資料**】(必要な場合のみ)

●提出期限: 令和8年3月15日(必着)

●提出方法: 「電子申請・届出システム」を利用して提出してください。

(「申請届出メニュー」は「6. 他法制度に基づく申請」を選択しご提出ください。)

「GビズID」の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合のみ当課窓口での提出、郵送及びメールによる提出も可能です。

●その他: 令和6年度まで提出事業者に送付していた「居宅介護支援費の特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の審査結果について(通知)」については、今後送付しません。

なお、対象サービスの判定結果が80%を超えたことについて「正当な理由」がない場合は、特定事業所集中減算(200単位/月の減算)に該当するので、あわせて介護給付費算定に係る体制等に関する届出を提出してください。

(減算適用期間 前期: 10月1日～3月31日 後期: 4月1日～9月30日)。

判定様式、本市における「正当な理由」の範囲等について、本市ホームページ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に関する届出」(ページ番号1003145)に掲載しています。

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
Email shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp